

【向島労働基準監督署長からのお知らせ令和2年秋号】

—誰もが安心して働き能力を発揮できるTOKYOへ（東京労働局スローガン）—

令和2年度 全国労働衛生週間始まります

- Safe Work TOKYO -



全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以降、今年で71回を迎えます。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年700件台で推移しており、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況下、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策を推進することが必要です。

《全国労働衛生週間》期間：令和2年10月1日から7日（準備期間：令和2年9月1日から30日）

『みなおして 職場の環境 からだの健康』

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」：令和2年5月1日～9月30日

事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等熱中症予防対策の徹底を図りましょう！

新型コロナ
感染症対策

- * 「新しい生活様式」の実践で！（「3密」の回避等） [厚労省 HP 新しい生活様式](#)
- * 働く方・経営者への支援など（雇用調整助成金等） [厚労省 HP 暮らしや仕事の情報](#)
- * Q&A（労働基準法：休業手当、年次有給休暇等、労働時間、安全衛生、労災補償等）
[厚労省 HP 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（労働者の方向け）](#)

その働き方、見直しましょう！

「働き方改革」第2弾！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されていますが、
2020年4月以降も新たな改正が施行されます。（3つのポイント）

ポイント1 時間外労働の上限規制が中小企業にも導入！（中小企業：2020年4月1日施行）

月45時間、年360時間（原則）、臨時的・特別な場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月80時間（休日労働含む）等。（大企業：2019年4月1日施行）

36協定届等・就業規則作成支援ツール等便利です。 [スタートアップ労働条件](#)

ポイント2 不合理な待遇差の禁止！（大企業：2020年4月1日施行、中小企業：2021年4月1日施行）

ポイント3 職場のパワーハラスメント防止対策義務化！

パワハラ：（大企業：2020年6月1日施行、中小企業：2022年4月1日施行）

セクハラ：（全企業：2020年6月1日施行） [あかるい職場応援団 HP](#) [東京労働局ハラスメント特設コーナー](#)

【すでに施行されています 全企業：2019年4月1日施行】

- ・年次有給休暇の取得義務化！（毎年5日、時季指定等）
- ・産業医・産業保健機能強化、長時間労働者に対する面接指導等強化！

向島署職員による「働き方改革講習会（毎月1回予定：無料）」・「個別訪問支援（アドバイス）：無料」（03-5630-1031（方面）又は向島署HP参照）及び「東京働き方改革推進支援センター」（0120-232-865 新宿区西新宿1-22-2）の「相談（事例紹介）」・「企業訪問支援（専門家派遣）」（いずれも無料）等ご活用ください。

東京都最低賃金 時間額 1,013 円（01.10.1～改正はありません。）

原則すべての働く方に適用されます。もちろん、パート・アルバイトにも。

* 近隣県では最低賃金が改正になるところもありますので、ご注意ください。

| 近隣県 | 改正額 | 現行最低賃金額 | 引き上げ額 | 改正発効日 |
|------|-----------|-----------|-------|----------|
| 神奈川県 | 1,012 円/h | 1,011 円/h | 1 円 | 02.10.1～ |
| 埼玉県 | 928 円/h | 926 円/h | 2 円 | 02.10.1～ |
| 千葉県 | 925 円/h | 923 円/h | 2 円 | 02.10.1～ |

向島労基署からの情報は…

向島労働基準監督署からのお知らせ

検索